

水道料金の債権放棄について

1. 趣 旨

水道料金の未払金については、督促状や催告状の送付、現地訪問による折衝を行い、それでも支払いがない場合には給水停止措置を行うことで、料金の徴収に努めている。

しかし、破産により免責決定がされた者、法人が事業を休止し再開の見込みがない者、転居・転出の届出がなく退居し所在不明の者等については、回収が困難である。

これらの債権について、令和6年3月26日に開催した上下水道部債権処理検討庁内委員会において、債権放棄妥当との検討結果を受け、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄した。

2. 放棄年月日 令和6年3月31日

3. 適用条項 浜松市債権管理条例第12条第1項各号

4. 放棄債権の内訳

放棄理由	人数	件数	金額	参考(前年度)
破産による免責	16人	30件	64,096円	110,463円
法人の事業休止	9人	20件	55,771円	161,732円
所在不明等	105人	185件	352,868円	648,366円
少額	107人	173件	264,425円	260,558円
その他(※)	188人	356件	1,025,672円	1,012,132円
計	425人	764件	1,762,832円	2,193,251円

(※) 2年の時効期間が満了した後も徴収努力したが完納に至らず、下水道使用料の時効期間5年に合わせ債権放棄したもの。